

顧客受入方針

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまとお取引を行わせていただく際に「取引時確認」が必要となるお取引及び同お取引に係るお客さまの属性情報の取得・管理につきましては、犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面（「リスク評価書」）の内容を踏まえ、以下のとおり「取引時確認」を実施させていただきます。

なお、お客さまが「取引時確認」に応じていただけない場合は、当該取引をお断りさせていただきますので、あしからずご了承下さいますようお願い申し上げます。

また、「反社会的勢力等」「資産凍結等経済制裁対象者」「凍結口座対象者」に該当するお客さまの口座開設・内国為替・現金取引等につきましては、これをお断りさせていただきますとともに、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとのお取引が「別紙2」に該当すると判断した場合には、速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行わせていただくとともに、継続的なモニタリングの実施やお取引の謝絶などの措置を実施させていただきます。

「取引時確認」が必要となるお取引

1. 特定取引

- (1) 預金口座の開設
- (2) 200万円を超える大口現金の受払いをする取引
- (3) 為替取引を伴う10万円を超える現金の受払いをする取引等

（10万円以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一のお取引を分割していることが一見して明らかなものは一のお取引とみなします。）

確認方法

- ①上記お取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、「別紙1」のとおりです。
- ②上記お取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の「個人情報保護規程」に基づき適切に管理いたします。

2. 特別の注意を要する取引

- (1) マネー・ローンダーリングの疑いがあると認められる取引
- (2) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

確認方法

- ・上記1. と同様。

3. ハイリスク取引

- (1) なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引
- (2) マネー・ローンダーリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住しているお客さまとの取引
- (3) 重要な公的地位にある者（外国P E P s）との取引

確認方法

- ・上記1. と同様。

なお、マネー・ローンダーリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。

- ・上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の「個人情報保護規程」に基づき適切に管理いたします。

《確認事項・確認方法一覧表》

確認事項	確認方法	
	通常の取引（前記1、2）	ハイリスク取引（前記3）
1. 本人特定事項 (個人) 氏名、住居、生年月日 (法人) 名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、在留カード、旅券（パスポート）、個人番号カード等顔写真のある官公庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
2. 取引を行う目的	申告	申告
3. 職業、事業内容 (個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など
4. 実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人)	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿（資本多数決の原則を採る法人の場合）、登記事項証明書（資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合）など + 代表者等からの本人特定事項の申告
5. 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書など

犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に
該当するお取引事例

1. 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（お客様の属性や取引態様に見合わない場合）
2. 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3. 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4. 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5. 多数の口座を保有しているお客様の口座を使用した取引
6. 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7. 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
8. 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
9. 多数の第三者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
10. 多数の第三者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11. 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された取引
12. その他当組合が「疑わしい取引」と判断する取引

令和6年2月8日 制定

佐賀県医師信用組合